

集落・公共的団体が行う地域の活力を生み出す活動を支援 悠久のふるさとづくり支援金事業を募集

市では、地域住民がふるさとづくりを進めるために自ら考へ行う事業に対し、「悠久のふるさとづくり支援金」を交付し活動を支援します。
（この事業は今年度が最終年度となります）

交付対象団体

- ◇集落または地区区長会
- ◇公共的団体等（市内に事務所等を有し、公共的活動または地域の活性化に資する活動を営む団体）

- は対象となりません。
- 交付対象事業**
対象団体がふるさとづくりを進めるため地域住民とともに自ら考へ自ら行う事業のうち、次に掲げる事業。
- ①地域協働の推進に関する事業
- ②文化の振興に関する事業
- ③安全・安心な地域づくりに関する事業（防災、防犯、交通安全対策等）
- ④環境保全、景観形成に関する事業
- ⑤その他、元気を生み出す

集落機能維持のための自主的な合併を支援 集落合併支援事業

高齢化・少子化に伴い、市内では規模の小さな集落を中心に、役職の担い手不足等による集落機能の低下が懸念されています。

市では今年度から3年間、集落機能の維持のため集落自らが近隣集落との合併を推進する場合に、合併にかかる費用の補助を行い集落合併を支援します。

補助対象団体

- 合併をしようとする2つ以上の集落（※）から構成される協議会。
- ※集落とは市内全107の各区（地方自治法に規定する「認可地縁団体」であるかは問わない）で、集落の戸数・面積などの集落規模は問いません。

補助対象経費

- 地域づくりに役立つ事業
- ※交付対象とならない経費
①団体・施設の運営費や人件費 ②用地取得または賃借に要する経費および補償費
- ③調査研究および計画作成にかかる委託費 ④食糧費
- 交付額**
◇ソフト事業
：事業費の5分の4以内
- ◇ハード事業
：事業費の5分の3以内
- ※いずれも支援金の限度額は50万円とします。
- 募集締切** 5月20日(木)
- お問い合わせ**
企画財政課企画調整係
☎②3111 内線391
- 合併にかかる事務関係費
- 合併に要する調査研究費
- 有識者等集落支援のための報償費・委託料等
- （食糧費は対象外とします）
- 補助金の交付額等**
・補助率：10分の10
- ・限度額：10万円（協議会当たり一回限り）
- 補助金の適用期限**
平成24年3月31日まで
- お問い合わせ**
企画財政課企画調整係
☎②3111 内線391

新規の畑へのアスパラガス作付け経費を助成 アスパラガス産地再生事業

飯山市が全国有数の生産量を誇るアスパラガス。その生産量をみると、作付面積が最も大きかったのが平成2年の734ヘクタールで、収穫量が最も多かったのは平成9年度の3070トン。しかし近年は、生産農家の高齢化や立枯病など様々な要因により最盛期の半分以上にまで落ち込んでいるのが現状です。

市では全国有数のアスパラガス産地を維持するため、アスパラガス産地再生事業を今年度も引き続き実施します。

助成の対象となる条件

- ◇新植に限ります
- ・立枯病回避のため、過去にアスパラガスを作付けた畑地はおおむね10年以上期間を空けたもの
- ・アスパラガスを作付けしていた畑を耕起し植え替えをした「**改植**」は対象外
- ◇畑の規模がおおむね10アール以上のもの
- ◇標準的な定植、肥培管理を行っていること（苗の活着状況を確認し、活着して



- 申請締切 6月30日(水)
- その他 申請後は、事業推進を行い、苗の活着状況を確認し、補助金交付の予定です。苗が活着していない場合は、補助金の交付は行いません。
- お問い合わせ・申請先**
◇市役所農林課 振興係
☎②3111 内線262
- ◇JA北信州みゆき農業課
☎②5600

「子ども手当」が始まりました

4月から「子ども手当」制度が始まりました。子ども手当は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に支給されます。

受給手続きが必要な方は：

- 次のいずれかに該当すると思われる保護者の方は、新規認定請求書のお知らせを送付しますので、必要書類を持って手続きにおいでください。（新規対象者には世帯主あてに送付しますが、子どもを養育されている方が申請してください）
- ①中学校2・3年生を含む児童を養育している保護者
- ②所得制限により児童手当を受給していなかった保護者
- ③申請をしていないため児童手当を受給していない方



「子ども手当」の概要

- 支給開始月 平成22年4月分から
- 支給対象 中学校修了までの児童
- 手当の額 22年度は月額1万3000円（所得制限なし）
- 支給月 6月・10月・2月に、その前4か月分を支給。
※本年6月に限り、児童手当2～3月分と、子ども手当4～5月分がまとめて支給されます。（2月以前から飯山市で児童手当の認定を受けている場合）

「子ども手当」新規請求手続日程

受付日時
4月27日(火)・28日(水)
午前9時～午後7時30分
受付会場 市役所4階 第1委員会室
※都合がつかない場合は子ども課子育て支援係（市役所3階34番力ウンター）で手続きをしてください。郵送でも受け付けます。

た保護者

・児童手当を受給していた方で、中学校1年生以下のお子さんのみを養育している保護者は、新たに子ども手当の認定請求をする必要はありません。

・公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

印鑑、請求者の保険証の写し、請求者名義の振込口座番号の控え

子どもが生まれた方、転入した方は早めに手続きを

お子さんが生まれた方、転入した方などは申請手続きが必要です。この場合は、申請した日の翌月からの支給となりますので、該当する方は早めに子ども課で手続きをしてください。

「子ども手当」の寄付制度

子ども手当を、子どもの健やかな育ちを支援するために飯山市へ寄付する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

子ども課子育て支援係
☎②3111 内線364

飯山市消防団長に岡本弘さん

立って活躍されました。



△石田市長から辞令を受け取る岡本消防団長(写真右は服部前団長)

地域の花づくり活動をお手伝い

花苗の配布、花壇づくり費用補助のご案内

市と市景観形成推進協議会では、公共用地などに花壇づくりを行うグループを次のとおり支援します。（次のうちどちらか1つのみお申し込みできます）

■花と緑のふるさとづくり事業（花苗の配布）

- ・対象者：区有地や沿道等に花壇づくりを行う団体（区、活性化委員会、有志グループなど）
- ・配布花苗：宿根草（数種類）
- ・配布数：1団体80株程度
- ・配布予定日：5月29日(土)
- ・申込期限：5月7日(金)

■花修景活動地域支援事業（花壇づくり費用の補助）
お申し込みは、市役所都市計画課までご連絡ください。

申込方法

いずれも、お申し込みを希望される場合は申請書の提出が必要ですので、市役所都市計画課までご連絡ください。

お問い合わせ

都市計画課住宅・公園景観係
☎②3111
内線241、244